

第5章 計画の推進に向けて

地域福祉の推進を図るためにには、行政のみならず、地域に住む市民やサービスを提供する事業者がそれぞれの役割を果たす中で、お互いに連携を取り合いながら活動を進めていく必要があります。本計画の推進にあたっては、それぞれが果たす役割を理解し、協力の視点に立つ中で、地域福祉の向上に向け、取り組みを進めていきます。

☆ それぞれの役割

① 市民

市民一人ひとりが福祉に対しての意識や理解を高める中で、進んで地域の福祉へ参加することが大切です。

地域での活動を行うためには、地域に住む一人ひとりのコミュニケーションづくりが必要であり、その中で「助け合い」の精神が生まれ、地域での福祉づくりが形成されていくこととなります。いずれは自分にも関わる問題として捉え、地域コミュニティーである町内会活動をはじめ、あらゆる活動を通して、自ら福祉活動の主体となって活動をする必要があります。

② 事業者

事業者は福祉サービスを提供するのですが、提供するサービスが、サービスを受ける人たちに対して適切であるかを常に検証しつつ、サービスの質の確保や、事業内容についての情報公開を行うなど、健全な経営に配慮しなければなりません。利用者に信頼される福祉事業を展開することが求められています。

③ 市

市は、公的サービスの提供者であるとともに、この計画を推進するため、市民や事業者と一体となって取り組む役割があります。公的サービスについては、サービスの質の確保はもとより、ニーズに応じた対応を行わなければなりません。この計画の推進にあたっては、市民に対しては地域福祉活動へ参加することができるための情報提供や活動の場の提供など、事業者に対しては事業が適切に行われるような働きかけなどを行うとともに、それが連携を持つことができるよう、コーディネート役となる役割があります。

地域福祉懇談会の内容について

第2期地域福祉計画の策定にあたり、第1期計画の内容についてご意見を伺うため、7月から8月にかけて、市内各町内会及び福祉関係団体・ボランティア団体の皆様にお集まりいただき、恵庭市社会福祉協議会と合同で地域福祉懇談会を開催しました。当日いただいたご意見等は次のとおりです。

＜町内会＞

1 島松地区

＜日時＞平成22年7月21日 18:30～

＜会場＞恵庭市島松公民館

＜参加人数＞4町内会11名

＜主な意見等＞

- ・この地区では、65歳以上の高齢者が30%以上となっている。地域での助け合いをするにしても、助ける人たちが70歳代以上と高齢である。町内会役員も大半が70歳以上であり、助け合いができるかどうか憂慮している。若い人たちの参加も難しく、若い人たちが参加できる方法を考える必要がある。
- ・個人情報保護法の影響から、必要な情報が集まらなくなっている。
- ・市から災害時の要援護者の把握を依頼されているが、なかなか難しい。何でも町内会に依頼されても、他にもやることがあり、大変な状況である。
- ・個人情報の問題はあると思うが、独居の高齢者の家に健在あれば旗を立てるというような、誰もが認識できるような方法を考える必要があると思う。

2 漁川左岸地区

＜日時＞平成22年7月22日 18:00～

＜会場＞柏陽会館

＜参加人数＞8町内会16名

＜主な意見等＞

- ・会館等の整備を行う必要があるのではないか。高齢者が集まる会合などを開いても、施設や設備が老朽化し、支障がでている。
- ・災害時要援護者支援のためにマップづくりをし、災害時の救助訓練を実施している。
- ・災害時の救助は「向こう三軒両隣」の精神で行うのが基本であると思う。日頃から

隣近所と仲良くするよう、会員に呼びかけている。

3 漁川右岸地区

＜日時＞平成 22 年 7 月 23 日 18:00～

＜会場＞市民会館

＜参加人数＞16町内会23名

＜主な意見等＞

- ・個人情報の問題があるかと思うが、市職員が町内にどれくらいいるか教えてもらえないだろうか。身近な問題もすぐに相談しやすくなると思う。
- ・災害時に市は町内会に何を求めているのか明確にしてほしい。町内会の規模が大きいので、福祉の問題は町内会ですべて対処するのは難しい。

4 恵み野地区

＜日時＞平成 22 年 8 月 7 日 19:00～

＜会場＞恵み野会館

＜参加人数＞4町内会13名

＜主な意見等＞

- ・第 1 期計画の概要を聞いたが、実施状況についての検証は行っているのか。第 1 期計画で何ができたか、できなかったかを示してもらわないと、次期計画への意見を言うことはできない。
- ・市で行っている敬老事業について、現金の交付から物品に変わると聞いたが、現金での交付を希望したい。
- ・要援護者の把握については町内会では難しい。市が条例をつくって体制を整える必要があり、町内会の努力だけでは難しいと思う。
- ・町内会がすべての情報を持っているわけではない。情報を教えてくれない人もいる。
- ・福祉計画における市と社協の整合性はどのようにになっているか。整合性のある計画を策定してもらいたい。

＜福祉関係団体・ボランティア団体＞

1 福祉関係団体

＜日時＞平成 22 年 7 月 28 日 10:00～

＜会場＞恵庭市福祉会館

＜参加人数＞5団体8名

＜主な意見等＞

- ・「認知症サポーター事業」について、社協を主体に行ってはどうか。
- ・福祉事業は「きれいごと」ではできない。財源確保をもっと積極的にやった方がよいのではないか。
- ・地域活動の連携がなかなかとれていない現状にある。地域福祉の担い手となる人たちを育てていく必要があるのではないか。
- ・基本理念はすぐに変わるものではないから、基本的なものについては次期計画にも生かしていくってはどうか。ただ、少子高齢化が進行しているから、その部分については配慮する必要はあるのではないか。

2 ボランティア団体

＜日時＞平成 22 年 7 月 29 日 13:30～

＜会場＞恵庭市福祉会館

＜参加人数＞17団体44名

＜主な意見等＞

- ・市民に対する意識調査を行わないのか。地域福祉計画の進捗状況についてどうなっているのか。
- ・視覚障がいのある人たちへも十分なサービス提供がなされているのか。個人情報保護がネックとなっているのでは。
- ・ボランティアの需給調整を行っているが、ボランティアとして登録されている方がなかなか受けてくれない。ボランティアに対する意識が希薄になっているよう思う。ボランティア活動に対する PR が必要なのではないか。
- ・保健センターでのボランティア活動を行っているが、交通手段が不便なことから、参加する方が減っている。それに対する対策が必要なのでは。

第1期恵庭市地域福祉計画の実施状況及び実施状況に係る意見等について

地域福祉懇談会において、第1期計画の実施状況についてお示しできなかったことから、懇談会終了後、第1期計画の実施状況についてまとめました。さらに、地域福祉懇談会に参加いただいた町内会をはじめ、福祉関係団体及びボランティア団体の皆様へ、平成22年11月に実施状況に対するご意見と、第2期計画に対するご要望をお伺いしました。

＜第1期計画についてのご意見・第2期計画についての要望＞

- ・市及び町内会が主体になりすぎると、家族間の絆、隣接間の助け合い精神が薄くなるのではないか。
- ・防災無線を有効活用し、犯罪の抑止力や市民全体の防犯意識の高揚につなげてはどうか。
- ・町内会の回覧では町内会未加入世帯には周知されない。広報又は折込の方が効果が期待できるのではないか。
- ・福祉相談窓口は本当に誰もが利用しやすい体制と機能であったのか。
- ・地域活動への支援は自主性を尊重することから交付金や助成金を交付するだけの支援で十分なのか。
- ・行政、福祉関係組織、福祉サービス事業者、町内会等地域住民間のネットワークづくり・連携は十分だったか。
- ・クリーンウォーキング（又は健康ウォーキング）やふれあいサロン活動等町内会活動の中に取り入れることにより、日々の生活とリンクさせながら継続するならば一定の効果が期待できる。
- ・基本理念（人にも花にもまごころこめてみんなで育てるやさしいまちえにわ）はすばらしいことだと思うが、花については恵み野団地で一定の成果がでているものの、街路樹の落ち葉や花壇の雑草、犬の糞など、一時のボランティアのみではなかなかきれいにならない現状についての対策が必要である。
- ・第1期の成果を把握し次期5カ年計画を策定することが必要である。次期計画では、実施できたもの、できないものの問題点を抽出し、毎年度見直す必要がある。
- ・「ボランティア人材の育成」という呼称に違和感がある。ボランティア活動は個人の自由意志に基づく活動であって、「育成」という概念は自由意志が尊重されていないということではないか。

<第1期恵庭市地域福祉計画の実施状況について>

【基本目標1 住み慣れた地域で安心して充実した生活を送るために】

<凡例>
○計画 ◎実施 →継続

取り組みの方向性	具体的な施策	担当課	計画・実施年度及び取り組み状況				
			18	19	20	21	22
1. 福祉理念の共有と地域福祉の推進	①福祉理念の共有と地域福祉計画の推進	福祉課					
			分野毎に福祉学習会は開催したが、地域福祉学習会は開催しなかった。				
	②地域課題の啓発と福祉教育の推進	福祉課	→	→	→	→	→
			地域福祉計画策定時に広報やホームページを活用して計画の周知を図った。総合学習の時間を活用し、福祉教育を推進している。				
2. 福祉相談窓口の充実と情報提供の工夫	①相談窓口体制と機能の強化 1)子ども相談窓口	社会福祉協議会	○◎	→	→	→	→
			児童生徒のボランティア活動普及事業を推進している。また、活動にかかる経費助成や体験学習、福祉の授業の支援として講師派遣、講師紹介、器材の貸出等を行っている。				
		社会福祉協議会	○	◎	→	→	→
			第3期地域福祉実践計画策定時のアンケートやワークショップ等において、気軽に集える場所の必要性についてニーズがあり、地域住民、行政、社協で協議した結果、平成19年度より「ふれあいサロン事業」として気軽に集える場所づくりを進めている。				
	2)障がい者（児）相談窓口	子ども家庭課	○◎	→	→	→	→
			相談窓口に保健師を配置し、子どもの総合相談事業を実施している。家庭児童相談室の設置及び母子相談を実施している。				
		保健課	○◎	→	→	→	→
			乳幼児健診・育児相談・育児教室を実施している。				
		障がい福祉課	○	◎	→	→	→
			障がい者（児）への総合相談窓口を設置するとともに、平成18年には社会福祉士を配置して体制強化を図った。また、市民にわかりやすい組織づくりを目指し、平成20年に介護福祉課から組織を分離した。				
	発達支援センター		◎	→	→	→	→
			発達障害に関する相談は、17年度より対象者を拡大（0歳～18歳未満）して実施している。 平成21年度より幼稚園、保育園等在園児で発達不安のある幼児に対する実態調査を行い相談支援を拡充している。 乳幼児健診時に発達相談を併設しており、フォロー事業として事後教室を開催するとともに、訪問相談を行い、保護者ニーズの掘り起こしを図っている。				
		保健課	○◎	→	→	→	→
			電話、窓口等で精神保健福祉相談を実施している。千歳保健所主催の「こころの健康相談」と連携して相談を実施している。				

取り組みの方向性	具体的な施策	担当課	計画・実施年度及び取り組み状況				
			18	19	20	21	22
2. 福祉相談窓口の充実と情報提供の工夫	③高齢者・介護保険相談窓口	介護福祉課	○◎	→	→	→	→
			市の相談窓口として保健師配置に加え、介護保険法に基づく地域包括支援センターで相談・支援等を実施している。				
	②地域での相談機能の充実	保健課	○◎	→	→	→	→
			窓口や電話での「高齢者介護予防相談」を実施している。月1回の「高齢者はつらつ相談」を実施している。				
		介護福祉課	○◎	→	→	→	→
			地域包括支援センターを3つの区域に設置して、地域に密着した高齢者の総合相談・支援機能等の充実を図っている。				
2. 福祉相談窓口の充実と情報提供の工夫	④情報提供の充実と工夫	障がい福祉課	◎	→	→	→	→
			北海道障がい者条例の施行により、地域相談員を設置し、相談機能の充実を図っている。また、平成19年6月に「障がい者総合支援センター」を設置し、有資格者を配置することにより、充実した地域相談体制の充実を図った。				
		保育課	→	→	→	→	→
		各保育園で子育て支援・相談機能の充実を図っている（地域交流保育）。					
		福祉課	→	→	→	→	→
			民生委員児童委員は、担当区域内で気がかりな人や身近に頼る人がいない地域住民を発見し、進んで声をかけ、相談にのり、福祉サービスにつなぎ、見守るなど、継続した支援活動を行っている。				
2. 福祉相談窓口の充実と情報提供の工夫	③訪問相談体制の充実	介護福祉課	○◎	→	→	→	→
			地域包括支援センターに保健師等の3職種のスタッフを配置して、高齢者の総合訪問相談体制の充実を図っている。				
		障がい福祉課	◎	→	→	→	→
		訪問総団体制を構築して相談支援センターを設置し、相談機能の充実を図った。対象者の掘り起こしも図り、充実した体制で運営している。					
		保健課	○◎	→	→	→	→
			介護予防訪問相談活動を実施している。専門職を配置して訪問体制の充実を図り、赤ちゃん訪問、母子訪問を実施している。				
2. 福祉相談窓口の充実と情報提供の工夫	④情報提供の充実と工夫	介護福祉課	○◎	→	→	→	→
			市関係課と地域包括支援センターなどの連携を図り、各種サービスの充実を図っている。				
		障がい福祉課	○	◎	→	→	→
		障がい者地域自立支援協議会を設立し、社会資源である関係機関や団体などと連携を図り、情報提供の充実と工夫について推進をしている。					

取り組みの方向性	具体的な施策	担当課	計画・実施年度及び取り組み状況				
			18	19	20	21	22
2. 福祉相談窓口の充実と情報提供の工夫	④情報提供の充実と工夫	社会福祉協議会	○◎	→	→	→	→
			社会福祉協議会では、広報誌に加えてホームページ、ブログを開設し、ボランティアや各種サービスなど随時最新の情報提供を行っている。				
	⑤相談機関のネットワーク化の推進	障がい福祉課	○	◎	→	→	→
3. 関係機関との連携によるサービスの調整	①恵庭市包括ケア会議の開催	介護福祉課	相談支援センターの設置に伴い、市内外の相談機関との連携を図っている。				
			○◎	→	→	→	→
		保健課	高齢者虐待ネットワーク会議、成年後見ネットワーク会議、石狩南部 SOS ネットワーク、認知症グループホームネットワークの会を設立し、関係機関の連携に努めている。				
			○◎	→	→	→	→
			恵庭市包括ケア会議へ参画し、サービス調整を図っている。				
	②子どもや高齢者などへの虐待防止と DV 防止の推進	介護福祉課	介護関係機関等との恵庭市包括ケア会議を定期的に開催し、情報交換・サービス調整など連携強化を図っている。				
			○◎	→	→	→	→
		障がい福祉課	平成 19 年 10 月に高齢者虐待防止推進委員会を設置し、研修会等を実施している。平成 20 年 10 月に警察署など 24 関係機関からなる「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設立し、ポスター・学習会など各種取り組みの推進を図っている。				
			○	◎	→	→	→
		保健課	市担当課と相談支援センターの連携による、関係機関との調整を実施している。				
4. 福祉サービスを安心して利用できるシステム	①福祉サービスの質の確保と事業内容の公開		○◎	→	→	→	→
	介護福祉課	「要保護児童ネットワーク会議」を設置し、関係機関との連携を強化している。広報等での周知啓発を行っている。					
		○◎	→	→	→	→	
	②第三者評価と自己評価の促進	福祉課	相談対応や関係機関との情報交換を実施している。高齢者虐待防止ネットワーク会議へ参画しサービス調整を図っている。要保護児童ネットワーク協議会へ参画しサービス調整を図っている。				
			○◎	→	→	→	→

取り組みの方向性	具体的な施策	担当課	計画・実施年度及び取り組み状況				
			18	19	20	21	22
4. 福祉サービスを安心して利用できるシステム	③権利擁護の充実と成年後見制度の活用	介護福祉課		○◎	→	→	
			平成21年3月に地域包括支援センターなど9つの関係機関からなる「成年後見ネットワーク会議」を設立し、制度の普及啓発や学習会・講演会を実施するなど推進を図っている。				
		障がい福祉課	○	◎			
	④苦情相談と解決方法の周知	保健課	当事者や対象者のいる入所施設などからの相談を受け、該当者の調査等施設と連携し対処している。				
				○◎	→	→	
	⑤個人情報の適切な取扱いの促進	社会福祉協議会	成年後見ネットワーク会議へ参画している。				
			○◎	→	→	→	→
			社会福祉協議会では、地域福祉権利擁護事業として、日常生活上の判断能力に不安のある方の福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理支援を実施している。同時に相談体制と周知を強化して、事業利用の促進を図っている。また、事業を利用している方に対して安心して継続利用できるようきめ細かい調整、連携を進めながら支援をしている。				
	⑥高齢者等の見守り・支え合いの推進	介護福祉課	○◎	→	→	→	→
			介護認定通知書などに介護被保険者の不服申立てがあった場合の第三者的機関である介護保険審査会（北海道）について記載するなど、制度の周知を図っている。				
		障がい福祉課		◎	→	→	→
		関係各課	迅速な苦情対応を推進するために市担当者と相談支援センター、関係機関や事業所と連携して問題解決に取り組んでいる。				
			◎	→	→	→	→
			市個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報の適切な取扱いを図っている。また、福祉事業者の個人情報の取扱いについては、現地指導等で確認を行っている。				

【基本目標2 身近な地域社会を暮らしやすい場所にするために】

取り組みの方向性	具体的な施策	担当課	計画・実施年度及び取り組み状況				
			18	19	20	21	22
1. 福祉サービス事業者の育成	①福祉事業への参入促進に向けた情報提供	介護福祉課	○◎	→	→	→	→
	②公私協働の推進		介護保険事業計画に基づく介護サービス基盤整備を進めている。基盤整備にあたり、新たな事業者などの参入を促し競争性を高め、質の高いサービス提供につなげるよう推進を図っている。				
		介護福祉課			○◎	→	
			平成21年度より高齢者等ひとり暮らし世帯などの除雪サービスを町内会等に委託する等地域における見守り・支え合いの推進を図っている。				

取り組みの方向性	具体的な施策	担当課	計画・実施年度及び取り組み状況				
			18	19	20	21	22
1. 福祉サービス事業の育成	②公私協働の推進	障がい福祉課		◎	→	→	→
			自立支援制度における相談支援を充実し、市内外の事業者と協力して各種サービスの積極的な周知と利用を推進している。市の独自事業の見直しと必須事業を推進している。				
		子ども家庭課		○	◎	→	→
			親による協働運営によりプレイセンター事業を実施し、更にそれを行行政が支援する等公私協働を推進している。				
			ファミリーサポート事業を展開し、協力会員の市民が利用会員をサポートする市民協働事業が、700名を超える会員により展開されている。				
	③積極的な地域活動への支援	市民活動推進課	→	→	→	→	→
			町内会及び町内会連合会の共同福利事業・市政協力業務に対して恵庭市自治活動交付金を交付し、町内会等の自主性、継続的な活動を支援している。また、北海道町内会連合会よりひとり暮らしの高齢者を介護する家族、障がい者等に対する援護活動に助成金を交付されているが、希望が多い場合などにより助成がされなかった場合は、市町内会連合会より同額の助成を行い活動の支援を行っている。				
		介護福祉課				○◎	→
			平成21年度より高齢者等ひとり暮らし世帯などへの除雪サービスを町内会等に委託する等地域における見守り・支え合いの推進を図っている。				
			○	→	→	→	→
2. 福祉を担う人材の育成	④シルバー人材センター活動の促進	商業労政課	高齢者の生きがい対策、健康増進及び生存確認のため当初30食から実施した給食配膳サービスを150食に拡大するため、調理室の拡張・配膳室の新設等を行った。				
			○◎				
		介護福祉課	配食サービスを高齢者の活動拠点であるシルバー人材センターに委託し、高齢者がひとり暮らしの高齢者等に安否確認も含め実施しており、さらに地域に密着した活動をしている。				
	①福祉サービスを担う人材の育成	介護福祉課	→	→	→	→	→
			介護サービスに係る施設等事業所の新人職員を対象とした研修を実施するほか権利擁護等をテーマとして包括ケア会議構成機関を対象とした研修を実施している。				
2. 福祉を担う人材の育成	②ボランティア人材の育成支援	社会福祉協議会	○◎	→	→	→	→
			ボランティア活動に必要な知識と技術を身につけるための研修会を開催している。また、ボランティア活動へのきっかけづくりとしてボランティア体験プログラムも実施している。				
	③福祉人材の確保	福祉課	○◎	→	→	→	→
			事業者においてホームページ等を利用して、広く人材の募集を行っている。				

【基本目標3 自分達の地域福祉の推進に参加するため】

取り組みの方向性	具体的な施策	担当課	計画・実施年度及び取り組み状況				
			18	19	20	21	22
1. 社会福祉協議会との連携の強化	①社会福祉協議会との連携強化の推進	福祉課	○◎	→	→	→	→
			財政的な援助を含め、社会福祉協議会が行う事業について、随時協議を行いながら連携の強化を図っている。				
		障がい福祉課	◎	→	→	→	→
			障がい者地域自立支援協議会に参画し、各課題部会への連携を通じて支援協力を推進している。				
		保健課	○◎	→	→	→	→
			介護予防事業が身近な地域で実施できるよう連携を図り地域づくりを推進している。				
		社会福祉協議会	○◎	→	→	→	→
			随時事業など運営上の課題について協議し、方策を検討しながら連携を進めている。				
	②地域福祉実践計画との連携	福祉課	○◎	→	→	→	→
			地域福祉実践計画に掲げる事業について、財政面からの援助を行っている。				
2. 民生委員・児童委員活動の推進	①民生委員・児童委員活動の推進	社会福祉協議会	○◎	→	→	→	→
			計画策定段階から連携し進めている。				
		福祉課	○◎	→	→	→	→
			上部団体の研修会や、独自研修を通じて、民生委員児童委員活動への研鑽を続けている。また、市の行う事業への参加により、地域福祉活動をより積極的に行っている。				
		障がい福祉課	◎	→	→	→	→
			障がい者地域自立支援協議会に参画して連携協力を推進している。				
3. 地域の力による福祉活動の促進	①世代間の交流促進	介護福祉課	○◎	→	→	→	→
			平成19年度より老人憩の家を利用した通学合宿において子どもと高齢者との交流事業を実施している。また、老人クラブと保育園とのふれあい農園など交流促進を図っている。				
		子ども家庭課	→	→	→	→	→
			「乳幼児ふれあい体験」事業を実施し、中・高生と子どもたち、親との交流事業を展開している。				
	②地域福祉活動のネットワーク化の促進	保育課	○◎	→	→	→	→
			各保育園で世代間交流事業を実施している。				
		社会福祉協議会	○◎	→	→	→	→
			町内会単位で支え合いの活動を主とした小地域ネットワーク活動を推進している。また、運営面、財政面での支援を継続している。				
	③掲示板や回覧板の積極的な活用	福祉課	○◎	→	→	→	→
			各種福祉施策に対する広報を、町内会の回覧板を通じて行ってきている。				

取り組みの方向性	具体的な施策	担当課	計画・実施年度及び取り組み状況				
			18	19	20	21	22
3. 地域の力による福祉活動の促進	④地域の人的資源の有効活用	介護福祉課					○◎
			市長マニフェストの「えにわ知恵ネットバンク」の仕組みづくりを庁内協議・市民団体等協議を実施し、地域資源の発掘と人的資源の活用を図る仕組みづくりを進めている。				
	⑤地域活動の細分化による小集団活動の促進	保健課	○◎	→	→	→	→
			介護予防を地域で実施することができるよう「いきいき百歳体操」の地域展開を推進している。				
4. ボランティアとNPOなどによる地域福祉活動の推進	⑥市民の集える場所づくり	社会福祉協議会	○◎	→	→	→	→
			小地域ネットワーク活動の中での「声かけ訪問活動」、地域で気軽に集える場所である「ふれあいサロン活動」といった小集団での活動を進めている。				
	①ボランティアセンターの機能強化	社会福祉協議会	○	◎	→	→	→
			ボランティアセンターの機能強化を図るために社会福祉協議会にボランティアセンター運営委員会を設置し、情報提供のあり方や相談機能、ボランティアコーディネートのあり方について改善点等を協議しながら進めている。				
			○	◎	→	→	→
4. ボランティアとNPOなどによる地域福祉活動の推進	②NPO活動の支援	福祉課					
			恵庭市を主たる事務所としているNPO法人は現在10団体あるが、支援は行っていない。				
	③ボランティア団体やNPO団体のネットワークづくりへの支援	社会福祉協議会	○◎	→	→	→	→
			個人、団体登録者向けのボランティアセンターだよりを毎月発行やボランティア団体紹介冊子を発行して連携の活発化を図っている。				
	④高齢者ボランティア活動の促進	介護福祉課					○◎
			市長マニフェストの「えにわ知恵ネットバンク」の仕組みづくりを庁内協議・市民団体等協議を実施し、地域資源の発掘と人的資源の活用を図る仕組みづくりを進めている。				
		保健課	○◎	→	→	→	→
	⑤団塊世代への期待	社会福祉協議会	高齢者を地域で支えていくことができるよう介護予防リーダーを養成している(いきいき百歳サポーター)。				
			○◎	→	→	→	→
			高齢の方でもボランティア活動ができるようボランティア活動プログラムを開発、コーディネートし参加の促進を図っている(実際に80歳代の方も活動している)。				
			○◎	→	→	→	→
			社協広報誌において毎回ボランティアセンター情報を設け、ボランティア活動参加の呼びかけを行っている。				

【基本目標4 これからもこのまちで暮らしていきたいと考えるために】

取り組みの方向性	具体的な施策	担当課	計画・実施年度及び取り組み状況				
			18	19	20	21	22
1. 恵庭らしい地域福祉の推進	①子育て支援のまち	保健課	○◎	→	→	→	→
			各種母子保健事業を実施している。子育てを支援するため、関係団体・機関（子育てサークル、保育園等）へ子育て講話を実施している。				
		子ども家庭課	→	→	→	→	→
			就学前の在宅育児を支援するために、子育て支援センター（はくよう・めぐみの・しままつ）、心くすみ広場を設置し、それが特徴ある活動を展開し、市民の幅広いニーズに対応している。				
	②花のまち 恵庭	保育課	○◎	→	→	→	→
			各保育園で地域交流保育事業を行い、子育て支援の充実を図っている。				
		花と緑・観光課	○	◎	→	→	→
	③まちへの愛着	関係各課	○◎	→	→	→	→
			総合計画に沿って、水と緑と花に彩られた美しい地域環境を大切にし、市民と行政の協働で、市民一人ひとりが地域に愛着と誇りを持ち、人と人のふれあいと生活の豊かさを実感できるまちづくりを進めている。				
2. 福祉でまちづくり	④広がる支援の輪	介護福祉課			○◎	→	→
			認知症支援に係る専門研修修了者によるボランティア組織（恵庭市認知症サポート会）で、認知症サポート育成講座を一般市民を対象に実施している。また、平成22年度からは全小学校を対象に実施予定となっている。				
		保健課	○	◎			
			妊産婦にやさしい環境づくりのために、マタニティストラップの配布と広報やポスター掲示など、ひろく市民に普及啓発を実施している。				
	①ユニバーサルデザインのまちとバリアフリーの推進	地域整備室	○	→	◎	→	→
			平成18年に施行されたバリアフリー新法に基づき、平成21年3月に「恵庭市バリアフリー基本構想」を策定した。さらに、平成22年7月に「恵庭市バリアフリー協議会」を設置し、各特定事業者間の連絡調整を行い、特定事業の円滑な推進を図っている。				
	②交通環境の整備	市民交通課				○	◎
			平成20年度、21年度にOD調査、アンケート調査、乗合タクシーの試験運行を実施し、その結果を基に新交通システムの計画を策定した。平成22年度に、エコバスの再編と乗合タクシーの実証運行を開始予定している。				
	③きれいなまちづくりの推進	廃棄物対策課	→	→	→	→	→
			毎年、市民・事業者・市が協働で「5・30クリーンウォーキング」を実施し、きれいなまちづくりを目指している。				

取り組みの方向性	具体的な施策	担当課	計画・実施年度及び取り組み状況				
			18	19	20	21	22
2. 福祉でまちづくり	④就労情報提供と支援	商業労政課	◎	→	→	→	→
			高齢者や障がい者、子育て世帯の母親など、就労の機会を得ることが難しい人たちのためにも、「ジョブガイドえにわ」を開設し、ハローワーク千歳の職員及び恵庭市の相談員を常駐させ、相談業務を行い、積極的な情報の提供を推進している。				
		子ども家庭課	→	→	→	→	→
3. 災害時などに備えた地域のネットワーク	①自主防災組織活動の活発化 ②地域の防犯活動の推進	障がい福祉課	母子家庭への就労情報提供と支援を実施している。更に母子家庭自立支援給付金事業を展開し、就労をバックアップしている。 修業資金貸付事業を実施している。				
			◎	→	→	→	→
			自立支援協議会に商工会議所やハローワークをはじめ、障がい者の就労専門支援組織も参画し、適宜情報提供を行っている。				
	②地域の防犯活動の推進	基地・防災課	○◎	→	→	→	→
			各町内会の防災学習会等の出前講座や防災施設研修時に必要性をPRし、継続的に普及・推進に努めている。				
	③未然に防ぐ防犯体制の充実	市民活動推進課	→	→	→	→	→
			地域住民の安全を守るため、警察、防犯協会連合会などの関係機関との連携を図るとともに、月1回発行の地域安全ニュースなどで周知活動を行っている。 地域における防犯組織の自主的な実践活動事業に対し、防犯協会連合会から町内会・防犯活動団体に、地域安全活動推進助成金を交付し、防犯意識の推進を図っている。また、防犯施策の基本となる「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」を制定し、防犯体制の一層の強化を図っていく。				
		教育指導室	→	→	→	→	→
			恵庭建設業協会「セーフティーハウス子ども110番」の設置及び地域商店を緊急避難場所として恵庭市防犯ステーション「子どもセーフティーハウス」を指定し、子どもたちにとって安全・安心な地域づくりの取り組みを推進している。				
		市民活動推進課	→	→	→	→	→
			消費者協会や警察など、関係機関と連携を図り、市民消費生活の安定と向上を図るために、消費者へ出前講座・街頭啓発などの情報提供など、消費者相談の充実を図っている。また、防犯施策の基本となる「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」を制定し、防犯体制の一層の強化を図っていく。				